

(改正平成13年9月1日)

交免発第 196号

交企発第 155号

交指発第 175号

生総発第 277号

地 発第 281号

捜一発第 480号

情 発第 98号

平成9年5月14日

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の
制定について

運転免許証の更新連絡書等の発送については、これまで運転免許証の返納を受けた者
のみ限定して発送停止措置を講じてきたところであるが、このたび、被害者対策の一環
として、別添のとおり「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発
送停止措置要領」を制定し、平成9年6月1日から実施することとしたので、誤りのな
いよう適切な運用に努められたい。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）の情報提供業務は、法令の規定に基づき行っているが、対象者が既に死亡している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情を害するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることになる。

こうしたことから、運転免許保有者が交通事故等によって死亡し、その事実を警察が確認した場合における被害者対策の一環として、更新連絡書等の発送停止措置を講ずることとしたものである。

2 対象者及び対象文書

(1) 更新連絡書等の発送停止対象者

ア 警察において死体を取り扱った次の者のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所(居所)地の如何を問わない。イにおいて同じ。）。

交通事故により死亡した者

交通事故以外の過失事件により死亡した者

殺人事件又は傷害事件等により死亡した者

その他 ~ 以外で死亡した者

イ アに掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。

(2) 発送停止対象文書

ア 更新連絡書（道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第3項の規定に基づく書面をいう。)

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づく書面をいう。)

ウ 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法に基づくもの

3 措置要領

(1) 取扱所属における措置

ア 警察本部の課又は隊において2の1に定める発送停止対象者（以下「対象者」という。）を取り扱った場合は、運転免許保有者死亡通報連絡書（別記様式）を作成し、警察本部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に通報するものとする。

イ 警察署において対象者を取り扱った場合は、警察署取扱担当課から警察署交通課に通報し、通報を受けた交通課において対象者の免許照会を行い、運転免許を

有することが判明した場合は、その都度別記様式により運転免許課へ通報するものとする。

ウ 対象者以外の場合で、運転免許を有する者が死亡した事実に関する情報をその遺族等から入手したときは、前記ア及びイの手続きを準用するとともに、遺族の意向を考慮して必要な措置をとるものとする。

(2) 運転免許課における措置

ア 運転免許課においては、本部の課又は隊から通報があった対象者について免許照会を行った結果、運転免許を有することが判明した場合及び警察署から通報を受けた場合は、当該対象者について必要なリストを作成したうえ、県内マスター及び警察庁の運転者管理システムから当該対象者の免許データを抹消するものとする。

なお、作成したリストは、運転免許データ管理の必要上6年間保存するものとする。

イ 運転免許課においては、通報に係る対象者の住所（居所）地が他の都道府県にある場合は、別記様式により速やかに当該都道府県警察の運転免許課へ通報するものとし、他の都道府県警察から通報を受理した場合は、前記アの措置を講ずるものとする。

4 通報連絡体制の確立

本措置の円滑な推進を図るため、運転免許課においては免許登録係長を、各警察署においては運転免許担当係長をそれぞれ通報連絡責任者として指定し、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

別記様式

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

所属長名 _____ 印

運転免許保有者死亡通報連絡書

死亡年月日	年 月 日				
死亡原因	交通事故 殺人、傷害致死等事件 その他 ()		交通事故以外の過失事件 自殺		
本 (国) 籍	都道 府県	市区 郡	町 村	丁目 番地	番地 号
住所 (居所)	都道 府県	市区 郡	町 村	丁目 番地	番地 号
ふりがな 氏 名				性 別	男 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)				
免許交付年月日	年 月 日				
免許証番号	第 _____ 号	照会番号			
措 置	交通事故の場合 見分官 官職 氏名 _____ 印 検視の場合 検死官 官職 氏名 _____ 印 返納の場合 返納者 続柄 氏名 _____ 免許証の措置 _____ 家族に返還 添付 廃棄 紛失 _____ その他 _____				
通報連絡責任者	官職 _____	氏名 _____			

注

- 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
- 2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄のその他 () にその旨を記載すること。
- 3 措置欄には、運転免許課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。

死亡者通報連絡票

課・署（通報連絡責任者）

死 亡 原 因	交通事故 殺人、傷害致死等事件	交通事故以外の過失事件 その他（ ）
本（国）籍	都道 市区 府県 郡	町 丁目 番地 村 番地 号
住所（居所）	都道 市区 府県 郡	町 丁目 番地 村 番地 号
ふ り が な 氏 名		性 別 男 女
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
措 置		

注

- 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
- 2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄にその他（ ）にその旨を記載すること。
- 3 措置欄には、運転免許担当課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。